

障害者総合支援法に基づく社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団児島ホーム
ヘルプステーション（居宅介護）運営規程

（平成18年 9月29日訓令第16号）

平成19年 5月29日訓令第 7号

平成20年 5月30日訓令第14号

平成21年 5月29日訓令第 9号

平成21年12月25日訓令第13号

平成25年 5月30日訓令第 8号

平成25年11月21日訓令第12号

平成27年11月26日訓令第 9号

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団が設置する社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団児島ホームヘルプステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定障がい福祉サービス事業の居宅介護（以下「居宅介護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び障がい児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な居宅介護の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事ならびに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 居宅介護の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な居宅介護の提供ができるよう努めるものとする。

3 居宅介護の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 前3項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「倉敷市障害福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年倉敷市条例第54号）及び関係規則」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（虐待防止に関する事項）

第3条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必

要な体制の整備を行うとともに、成年後見制度の利用支援及び虐待を受けたと思われる利用者等を発見した場合の自治体への速やかな通報及び自治体が行う調査への協力、並びにその居宅介護従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団 児島ホームヘルプステーション

(2) 所在地 倉敷市児島小川町3681-3 倉敷市役所児島支所6階

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、居宅介護従業員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている居宅介護の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 介護福祉士 3名以上(常勤職員)

サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成し、利用者等及びその同居の家族にその内容を説明するほか、事業所に対する居宅介護の利用の申込みに係る調整、居宅介護従業員に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 居宅介護従業員 21名以上(常勤職員5名以上(サービス提供責任者を含む)、非常勤職員16名以上)

居宅介護従業員は、居宅介護計画に基づき居宅介護の提供に当たる。

(4) 事務職員 1名(常勤職員)

事務職員は、事業所運営に必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日を除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(3) サービス提供日 日曜日から土曜日とする。

(4) サービス提供時間 午前7時から午後9時までとする。

(居宅介護を提供する主たる対象者)

第7条 事業所において居宅介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障がい者(18歳未満の者を除く)

(2) 知的障がい者(18歳未満の者を除く)

(3) 障がい児(18歳未満の身体障がい者及び知的障がい者)

(4) 精神障がい者（18歳未満の者を含む）

(5) 難病等対象者（18歳未満の者を含む）

（居宅介護の内容）

第8条 事業所で行う居宅介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護計画の作成

(2) 身体介護に関する内容

ア 食事の介護

イ 排せつの介護

ウ 衣類着脱の介護

エ 入浴の介護

オ 身体の清拭，洗髪

カ 通院等の介助（事業所の居宅介護従業員が自ら自動車を運転して実施する通院等の介助を除く。）

キ その他必要な身体の介護

(3) 家事援助に関する内容

ア 調理

イ 衣類の洗濯，補修

ウ 住居等の掃除，整理整頓

エ 生活必需品の買い物

オ 関係機関との連絡

カ その他必要な家事

(4) 重度訪問介護

生活全般にわたる援助（身体介護，家事援助，外出時における移動の介護等）を行う。

(5) 生活等に関する相談及び助言

（利用者から受領する費用の額等）

第9条 指定居宅介護を提供した際には，支給決定障がい者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は，支給決定障がい者等から法の規定により算定された介護給付費の額に90分の100を乗じて得た額の支払を受けるものとする。

3 事業に要する交通費で，公共交通機関等を利用した場合は，その実費を支給決定障がい者等から徴収するものとする。

4 利用者は，サービスの利用を当日になって中止する場合は，キャンセル料を支払うものとする。ただし，利用者の入院等やむを得ない事由があるときは，この限りでない。

5 前各項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障がい者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障がい者等の同意を得るものとする。

6 第1項から第4項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った支給決定障がい者等に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、倉敷市の児島地域とする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 現に居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

第12条 提供した居宅介護に関する利用者等並びにその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定居宅介護に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また、法第48条第1項の規定により岡山県知事又は市町村長が行う報告若しくは文章その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等並びにその家族からの苦情に関して市町村、又は岡山県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村、又は岡山県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

2 職員は、その業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者等並びにその家族に関する情報

を提供する際は、あらかじめ文章により利用者等並びにその家族の同意を得るものとする。

5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

6 事業所は、利用者等に対する居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護を提供した日から5年間保存するものとする。

7 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年10月1日から施行する。

(関係規程の廃止)

2 「児島ホームヘルプステーション（指定居宅介護事業所）運営規程」（平成15年訓令第12号）は、平成18年9月30日をもって廃止する。

附 則（平成19年 5月29日訓令第 7号）

この規程は、議決の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年 5月30日訓令第14号）

この規程は、議決の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年 5月29日訓令第 9号）

この規程は、議決の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成21年12月25日訓令第13号）

この規程は、議決の日から施行する。

附 則（平成25年 5月30日訓令第 8号）

この規程は、議決の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成25年11月21日訓令第12号）

この規程は、議決の日から施行する。

附 則（平成27年11月26日訓令第 9号）

この規程は、議決の日から施行する。